

第 百 二 十 号 議 案

江戸川区自転車駐車場の指定管理者の指定について

右の議案を提出する。

令和五年十一月二十一日

提出者

江戸川区長 齊

藤

猛

江戸川区自転車駐車場の指定管理者の指定について
 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条の二第六項の規定により、江戸川区自転車駐車場の指定管理者を次のように指定する。

名 称	指 定 管 理 者		指 定 の 期 間
	所 在 地	名 称	
江戸川区一之江駅西口駐輪場	足立区千住三丁目六六番地 一六	芝園開発株式会社 代表取締役 宮本 薫	令和六年四月一日から令和十 一年三月三十一日まで
江戸川区一之江駅北口駐輪場			
江戸川区一之江駅東口駐輪場			
江戸川区瑞江駅南口駐輪場			
江戸川区瑞江駅南二号駐輪場			
江戸川区瑞江駅北駐輪場			
江戸川区瑞江駅東一号駐輪場			
江戸川区瑞江駅東四号駐輪場			
江戸川区瑞江駅東五号駐輪場			

（説明）

令和六年三月三十一日に指定期間が終了することにより、同年四月一日からの江戸川区自転車駐車場の指定管理者を指定する必要があるもので、本案を提出いたします。